

## 保護預り規定兼振替決済口座管理規定

株式会社大光銀行

(この規定の趣旨)

第1条 この規定は、お客様から当行が次に掲げる証券（以下「国債証券等」といいます。）をお預りし、又はお客様が社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替決済制度において取り扱う国債（以下「振込国債」といいます。）及び一般債に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を、当行に開設するに際し、当行とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、一般債の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程に定めるものとします。

(1) 国債証券

(2) 地方債証券

(3) 政府保証債券

2. 当行は、前項にかかわらず、相当の理由があるときは国債証券等のお預り、又は振込国債及び一般債に係る口座の開設及び振替による受入れをお断りすることがあります。

3. 当行は、機構において取り扱う一般債のうち、実質記番号管理銘柄については取り扱いません。

4. この規定に従ってお預りした国債証券等を以下「保護預り証券」といい、保護預り証券と振込国債及び一般債とをあわせて以下「振替債等」といいます。

(保護預り証券の保管方法及び保管場所)

第2条 当行は、保護預り証券について金融商品取引法第43条の2に定める顧客資産の分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。

(1) 保護預り証券は、当行所定の場所に保管し、特にお申し出がない限り他のお客様の同銘柄の証券と区別することなく混蔵して保管（以下「混蔵保管」といいます。）できるものとします。

(2) 前号による混蔵保管は大券をもって行うことがあります。

(混蔵保管に関する同意事項)

第3条 前条の規程により混蔵保管する国債証券等については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。

(1) 保護預り証券の数又は額に応じて、同銘柄の国債証券等に対して、共有権又は準共有権を取得すること

(2) 新たに国債証券等をお預りするとき又は保護預り証券を返還するとき、当該証券のお預り又はご返還については、同銘柄の証券をお預りしている他のお客様と協議を要しないこと

(振替決済口座)

第4条 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として、当行が備え置く振替口座簿において開設します。

2. 振込国債に係る振替決済口座には、日本銀行が定めるところにより、種別ごとに内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である振込国債の記載又は記録をする内訳区分と、それ以外の振込国債の記載又は記録をする内訳区分とを別に設けて開設します。

3. 一般債に係る振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分

を設けます。この場合において、質権の目的である一般債の記載又は記録をする内訳区分（以下「質権口」といいます。）と、それ以外の一般債の記載又は記録をする内訳区分（以下、「保有口」といいます。）とを別に設けて開設します。

4. 当行は、お客様が振込国債についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録いたします。

(保護預り口座又は振替決済口座の開設)

第5条 国債証券等については当行に対して保護預り口座を開設した場合に限り保護預りを、振込国債及び一般債については振替決済口座を開設した場合に限りその管理を受け付けることとし、当該口座開設の際は当行所定の「債券口座設定申込書」をご提出ください。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

2. 当行は、お客様から「債券口座設定申込書」による口座開設のお申し込みを受け、これを承諾したときは遅滞なく口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。

3. 「債券口座設定申込書」に押印された印影及び記載された住所・氏名等をもって、届出の印鑑・住所・氏名等とします。

4. 振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令並びに日本銀行の国債振替決済業務規程その他の関連諸規則、機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客様には、これら法令諸規則および機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本規定の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。

(共通番号の届出)

第5条の2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、保護預り口座又は振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当行にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

(契約期間等)

第6条 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。

2. この契約は、お客様又は当行から申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

(手数料)

第7条 この規定に基づく口座の設定に伴う手数料（以下「手数料」といいます。）は、別紙記載の料率と計算方法により1年分を前払いするものとし、毎年4月の当行所定の日に、お客様が指定した預金口座（以下「指定口座」といいます。）から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書又は小切手

によらず払戻しのうえ充当するものとします。

なお、当初契約期間の手数料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算によりお支払いください。

2. 手数料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の手数料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
3. 契約期間中に口座の解約があった場合又は償還や振替により振替債等の残高がなくなった場合は、解約日又は残高がなくなった日の属する月の翌月から期間満了日までの手数料を月割計算により返戻します。
4. 当行は、指定口座に手数料に相当する金額がない場合は、第16条により当行が受け取る振替債等の償還金（第15条の規程に基づき決定された償還金を含みます。以下同じ。）、利子又は買取り代金等（以下「償還金等」といいます。）から手数料に充当することができるものとします。

（預入れ及び返還）

第8条 保護預りの国債証券等を預け入れるときは、お客様又はお客様があらかじめ届け出た代理人（以下「お客さま等」といいます。）が当行所定の依頼書に届出の印章（又は署名）により記名押印（又は署名）してご提出ください。

2. 保護預り証券の全部又は一部の返還をご請求になるときは、その7営業日前までに当行所定の方法でその旨をお申し出のうえ、返還の際に前項に準じた手続きにより、保護預り証券をお引き取りください。
3. 利子支払期日の7営業日前から同支払期日の前営業日までの間は、国債証券等の預入れ及び保護預り証券の返還をすることはできません。
4. 保護預り証券は、お客様等がお引き取りになるまでは、この規定により当行が預りしているものとします。

（振替の申請）

第9条 お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている振込国債及び一般債について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、振替の申請をすることができます。

- （1）差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの
- （2）法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他日本銀行及び機構が定めるもの
- （3）一般債の償還期日又は繰上償還期日において振替を行うもの
- （4）一般債の償還期日、繰上償還期日、定時償還期日又は利子支払期日の前営業日において振替を行うもの

2. 前項に基づき、お客様が振替の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当行に提示いただく必要があります。

（振込国債の場合）

- （1）減額及び増額の記載又は記録がされるべき振込国債の銘柄及び金額
- （2）お客様の振替決済口座において減額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分
- （3）振替先口座
- （4）振替先口座において、増額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分

（一般債の場合）

- （5）当該振替において減額および増額の記載又は記録がされるべき一般債の銘柄および金額
- （6）お客様の振替決済口座において減額の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別
- （7）振替先口座およびその直近上位機関の名称
- （8）振替先口座において、増額の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別
- （9）振替を行う日

3. 前項第1号および第5号の金額は、その振込国債の最低額面金額及び一般債の各社債の金額の整数倍となるよう提示しなければなりません。
4. 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号及び第7号の提示は必要ありません。また、同項第4号及び第8号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。
5. 振込国債及び一般債の全部又は一部を振替えるときは、その7営業日前までに当行所定の方法でその旨をお申し出のうえ、お客様等が当行所定の依頼書に届出の印章（又は署名）により記名押印（又は署名）してご提出ください。
6. 当行に振込国債及び一般債の買取りを請求される場合、前項の手続きをまたずに振込国債及び一般債の振替の申請があったものとして取り扱います。

（他の口座管理機関への振替）

第10条 当行は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。また、当行で振込国債及び一般債を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当行及び口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等。担保の設定の場合は加えて、保有欄か質権欄の別、保有口か質権口かの別、加入者口座番号等）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続きが行われないことがあります。

2. 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当行所定の振替口座依頼書によりお申し込みください。

（担保の設定）

第11条 お客様の振込国債について、担保を設定される場合は、日本銀行が定めるところに従い、当行所定の手続きによる振替処理により行います。

（分離適格振込国債に係る元利分離申請）

第12条 振替業を営む金融機関等【脚注1】は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録がされている分離適格振込国債について、次に定める場合を除き、当行に対し、元利分離の申請をすることができます。

- （1）差押えを受けたものその他の法令の規程により元利分離又はその申請を禁止されたもの
2. 前項に基づき、お客様が元利分離の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当行に提示いただく必要があります。
  - （1）減額の記載又は記録がされるべき分離適格振込国債の銘柄及び金額
  - （2）お客様の振替決済口座において減額及び増額の記載又は記録がされる

べき種別

3. 前項第1号の金額は、その分離適格振込国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振込国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示しなければなりません。

(分離元本振込国債等の元利統合申請)

第13条 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録がされている分離元本振込国債及び分離利息振込国債について、次に定める場合を除き、当行に対し、元利統合の申請をすることができます。

(1) 差押えを受けたものその他の法令の規程により元利統合又はその申請を禁止されたもの

2. 前項に基づき、お客様が元利統合の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当行に提示いただかなければなりません。

(1) 増額の記載又は記録がされるべき分離適格振込国債の銘柄及び金額

(2) お客様の振替決済口座において減額及び増額の記載又は記録がされるべき種別

3. 前項第1号の金額は、その分離適格振込国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振込国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示しなければなりません。

(保護預り証券の返還または振込国債の抹消の申請に準する取扱い)

第14条 当行は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第8条第2項の手続きをまたずに保護預り証券の返還の請求が、又は振替法に基づく振込国債の抹消の申請があったものとして、当行がお客様にかわって手続きさせていただきます。

(1) 当行に保護預り証券の買取りを請求される場合

(2) 当行が第16条により振替債等の償還金（分離利息振込国債の場合は、利子の支払）を受け取る場合

(3) 保護預り証券から代用証券に寄託目的を変更する旨のご指示があった場合

(一般債の抹消申請の委任)

第14条の2 振替決済口座に記載又は記録されている一般債について、償還、繰上償還又は定時償還が行われる場合には、当該一般債について、お客様から当行に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当行は当該委任に基づき、お客様に代わってお手続きさせていただきます。

(抽選償還)

第15条 混蔵保管中の保護預り証券が抽選償還に当選した場合には、被償還者及び償還額の決定は当行所定の方法により公正かつ厳正に行います。

(償還金等の受入れ等)

第16条 振替債等の元金又は利子の支払いがあるときは、当行がお客様に代わってこれを受領し、指定口座に入金します。

2. 振替決済口座に記載又は記録されている振込国債（差押えを受けたものその他の法令の規程により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）の元金及び利子の支払いがあるときは、日本銀行が代理して国庫から受領したうえ、当行がお客様に代って日本銀行からこれを受領し、指定口

座に入金します。

3. 振替決済口座に記載又は記録されている一般債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）のうち、機構の社債等に関する業務規程により償還金（繰上償還金及び定時償還金を含みます。また、金銭に代えて金銭以外の財産をもって償還する場合における当該金銭以外の財産を含みます。以下同じ。）及び利金を取り扱うもの（以下「機構関与銘柄」といいます。）の償還金及び利金の支払いがあるときは、支払代理人が発行者から受領してから、資産管理サービス信託銀行が当行に代わってこれを受け取り、当行が資産管理サービス信託銀行からお客様に代わってこれを受領し、指定口座に入金します。

(連絡事項)

第17条 当行は、振替債等について、次の事項をご通知します。

(1) 残高照合のための報告

(2) 第15条により被償還者に決定したお客様には、その旨及び償還額

2. 前項第1号の残高照合のための報告は、振替債等の残高に異動があった場合に、当行所定の時期に年1回以上ご通知します。

なお、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行います。

3. 当行が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

(届出事項の変更)

第18条 印章を失ったとき、又は印章、氏名若しくは名称、代表者、代理人、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。

2. 前項により届出があった場合、当行は所定の手続きを完了した後でなければ国債証券等の受入れ、保護預り証券の返還、振込国債及び一般債の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。

3. 第1項による変更後は、変更後の印影・住所・氏名、共通番号等をもって届出の印鑑・住所・氏名、共通番号等とします。

(当行の連帯保証義務)

第19条 日本銀行が、振替法等に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）【脚注2】に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当行がこれを連帯して保証いたします。

(1) 振込国債（分離適格振込国債、分離元本振込国債又は分離利息振込国債を除きます。）の振替手続きを行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振込国債の超過分（振込国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の元金及び利子の支払をする義務

(2) 分離適格振込国債、分離元本振込国債または分離利息振込国債の振替

手続を行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた分離元本振込国債及び当該国債と名称及び記号を同じくする分離適格振込国債の超過分の元金の償還をする義務又は当該超過分の分離利息振込国債及び当該国債と利子の支払期日を同じくする分離適格振込国債の超過分（振込国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の利子の支払をする義務

(3) その他、日本銀行において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

第19条の2 機構又は資産管理サービス信託銀行(上位機関)が、振替法等に基づき、お客様(振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。)に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当行がこれを連帯して保証いたします。

(1) 一般債の振替手続を行った際、機構又は資産管理サービス信託銀行(上位機関)において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた一般債の超過分(一般債を取得した者のないことが証明された分を除く。)の償還金及び利金の支払をする義務

(2) その他、機構又は資産管理サービス信託銀行(上位機関)において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

(解約等)

第20条 この契約は、お客様のお申し出によりいつでも解約することができます。解約するときは、その6営業日前までに当行所定の方法でその旨をお申し出のうえ、解約の際にお客様が当行所定の解約依頼書に届出の印章(又は署名)により記名押印(又は署名)してご提出し、保護預り証券をお引き取り又は振込国債及び一般債を他の口座管理機関へお振替ください。第6条によるお客様からのお申し出により契約が更新されないときも同様とします。

2. 前項にかかわらず、振替債等の利金支払期日の7営業日前から同支払期日の前営業日までの間は、この契約の解約をすることはできません。

3. 保護預り証券は、お客様がお引き取りになるまでは、この規程により当行が預ります。

4. 次の各号のいずれかに該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、保護預り証券をお引き取り又は振込国債及び一般債を他の口座管理機関へお振替ください。第6条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。

(1) お客様が手数料を支払わないとき

(2) お客様について相続の開始があったとき

(3) お客様がこの規程に違反したとき

(4) お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当行が解約を申し出たとき

(5) お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当行が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき

(6) やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき

5. 前項による振替債等の引取り又は振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として解約日又は契約期間の満了日の属する月の翌月から引取りの日の属する月までの手数料相当額を月割計算によりお支払いください。この場合、第7条第3項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。

6. 当行は、前項の不足額を引取りの日に第7条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第7条第4項に準じて償還金等から充当することができるものとします。

(解約時の取扱い)

第21条 前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振込国債及び一般債及び金銭については、当行の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえで、金銭により返還を行います。

(緊急措置)

第22条 法令の定めるところにより振替債等の引渡しを求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当行は臨機の処置をすることができるものとします。

(公示催告等の調査等の免除)

第23条 当行は、保護預り証券にかかる公示催告の申し立て、除権決定の確定についての調査義務は負いません。

(保護預りに関する権利の譲渡、質入れの禁止)

第24条 この契約によるお客様の保護預りに関する権利は、譲渡又は質入れすることはできません。

(免責事項)

第25条 当行は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

(1) 第18条第1項による届出の前に生じた損害

(2) 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影(又は署名)を届出の印鑑(又は署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて国債証券等の受入れ又は保護預り証券の返還、振込国債及び一般債の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害

(3) 依頼書に使用された印影(又は署名)が届出の印鑑(又は署名鑑)と相違するため、国債証券等を受入れ又は保護預り証券を返還又は振込国債及び一般債の振替又は抹消をしなかった場合に生じた損害

(4) 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当行の責めによらない事由により保管施設または記録設備の故障等が発生したため、国債証券等の受入れ又は保護預り証券の返還、振込国債及び一般債の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害

(5) 前号の事由により、保護預り証券が紛失、滅失、毀損等した場合、振込国債及び一般債の記録が滅失等した場合、又は第16条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害

(6) 第22条の事由により、当行が臨機の処置をした場合に生じた損害

(成年後見等の届出)

第26条 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。お客さまの補助人、保佐人、後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様にお届けください。

(規定の変更)

第27条 この規定は、民法第548条の2第1項に定める定型約款に該当し、この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。

2. 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

(振替決済制度への転換に伴う口座開設のみなし手続き等に関する同意)

第28条 有価証券の無券面化を柱とする社債等の振替に関する法律に基づく振替決済制度において、当行が口座管理機関として取り扱うことのできる有価証券のうち、当行がお客様からお預りしている有価証券であって、あらかじめお客様から同制度への転換に関しご同意いただいたものについては、同制度に基づく振替決済口座の開設のお申し込みをいただいたものとしてお手続きさせていただきます。この場合におきましては、当該振替決済口座に係るお客様との間の権利義務関係について本規定の交付をもって、当該振替決済口座を開設した旨の連絡に代えさせていただきます。

(特例社債等の振替法に基づく振替制度〈一般債振替制度〉への移行手続き等に関する同意)

第29条 振替法の施行に伴い、お客様がこの規程に基づき当行に寄託している地方債証券等について、振替法に基づく振替制度へ移行するために振替法等に基づきお客様に求められている第1号及び第2号に掲げる諸手続き等を当行が代わって行うこと並びに第3号から第5号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

(1) 振替法附則第14条(同法附則第27条から第31条まで又は第36条において準用する場合も含みます。)において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する振替機関への申請

(2) その他振替法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等(振替法に基づく振替制度へ移行するために、当行から他社に再寄託する場合の当該再寄託の手続き等を含みます。)

(3) 移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと。

(4) 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当行の口座(自己口)を経由して行う場合があること。

(5) 振替法に基づく振替制度に移行した特例社債等については、振替法その他の関係法令及び振替機関の業務規程その他の定めに基づき、この規程により管理すること。

(附則)

この約款は、令和2年4月1日より適用させていただきます。